

令和5年5月11日
世田谷総合支所
地域行政部

世田谷区民会館別館の移転に伴う世田谷区立区民会館条例の一部改正について

(付議の要旨)

世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあどホール」の昭和信用金庫三軒茶屋支店ビルへの移転に関し、施設規模等の変更に伴い利用料金等を改定する必要があることから、世田谷区立区民会館条例の一部を改正する。

1 主旨

世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあどホール」は、令和6年6月に昭和信用金庫三軒茶屋支店ビルに移転する予定である。移転後の施設開設に向けて、施設規模等の変更に伴い利用料金等を改定する必要があることから、世田谷区立区民会館条例の一部を改正する。

2 内容

(1) 以下の内容について、世田谷区立区民会館条例の一部を改正する。

①所在地の変更

現 行：世田谷区太子堂二丁目16番7号

移転後：世田谷区三軒茶屋一丁目41番10号

②利用料金の改定

第1～第3集会室の各室規模の変更及び第4集会室を新設するため、現施設の平米単価を基に算定した金額により利用料金を改定する。詳細は別紙1のとおり。

(2) 新施設での開設準備に要する期間を考慮し、移転開設時期は令和6年6月とする。

そのため、新施設の一般利用申込受付を6か月前の令和5年12月から開始する。

(3) 現在の指定管理者（株式会社世田谷サービス公社）は、指定期間が令和3年度から令和7年度までのため、移転後も継続して管理運営を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年	5月	区民生活常任委員会（条例改正案報告）
	6月	第2回区議会定例会（条例改正案提案）
	12月	新施設の一般利用申込受付開始（令和6年6月分）
令和6年	4月末頃	引渡し
	6月	移転開設

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例新旧対照表（改正箇所抜粋）

改正後	改正前								
<p>世田谷区立区民会館条例 第1条～第22条・・・省略・・・</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1)・・・省略・・・</u></p> <p><u>(2) 別表第1世田谷区立世田谷区民会館別館の項の改正規定及び別表第4の2世田谷区立世田谷区民会館別館の部の改正規定 規則で定める日</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2～3・・・省略・・・</u> <u>(準備行為)</u></p> <p><u>4～5・・・省略・・・</u></p> <p><u>6 世田谷区立世田谷区民会館別館の施設の使用（附則第1項第2号に定める日以後の使用に限る。）の承認を受けようとする者は、同日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。</u></p> <p><u>7 区長は、前項の申請があった場合には、附則第1項第2号に定める日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。</u></p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立世田谷区民会館</td> <td>東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立世田谷区民会館	東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号	<p>世田谷区立区民会館条例 第1条～第22条・・・省略・・・</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立世田谷区民会館</td> <td>東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立世田谷区民会館	東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
名称	位置								
世田谷区立世田谷区民会館	東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号								
名称	位置								
世田谷区立世田谷区民会館	東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号								

改正後			改正前		
同	世田谷区民会館別館	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目 41番10号	同	世田谷区民会館別館	東京都世田谷区太子堂二丁目 16番7号
同	北沢区民会館	東京都世田谷区北沢二丁目8番 18号	同	北沢区民会館	東京都世田谷区北沢二丁目8 番18号
同	北沢区民会館別館	東京都世田谷区松原六丁目4番 1号	同	北沢区民会館別館	東京都世田谷区松原六丁目4 番1号
同	玉川区民会館	東京都世田谷区等々力三丁目4 番1号	同	玉川区民会館	東京都世田谷区等々力三丁目 4番1号
同	玉川区民会館別館	東京都世田谷区上用賀五丁目14 番1—102号	同	玉川区民会館別館	東京都世田谷区上用賀五丁目 14番1—102号
同	砧区民会館	東京都世田谷区成城六丁目2番 1号	同	砧区民会館	東京都世田谷区成城六丁目2 番1号
同	烏山区民会館	東京都世田谷区南烏山六丁目2 番19号	同	烏山区民会館	東京都世田谷区南烏山六丁目 2番19号

別表第2～別表第4 . . . 省略 . . .

別表第4の2 (第20条関係)

名称	種別	午前	午後	夜間		全日	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで (備考第1号の規定により使用時間の単	午後5時から30分	午後5時から30分	午後5時から10時まで	午前9時から午後11時まで

別表第2～別表第4 . . . 省略 . . .

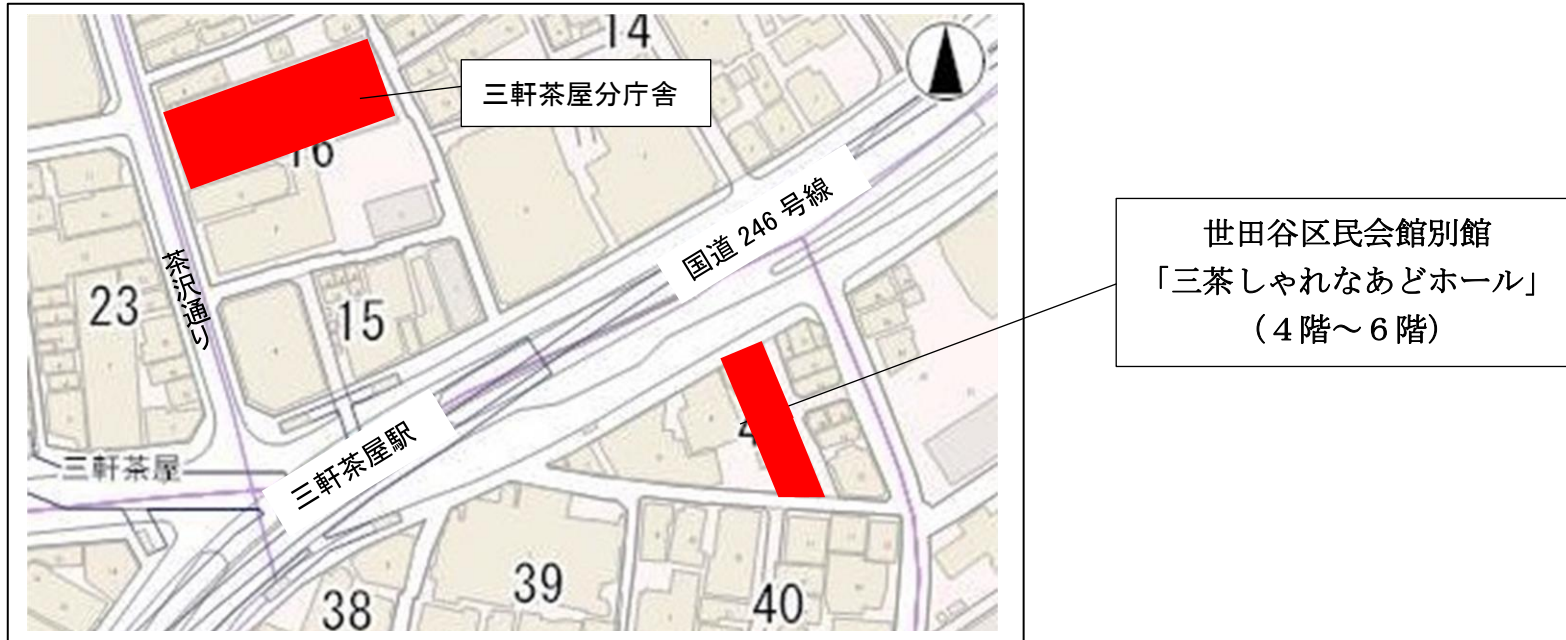
別表第4の2 (第20条関係)

名称	種別	午前	午後	夜間		全日	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで (備考第1号の規定により使用時間の単	午後5時から30分	午後5時から30分	午後5時から10時まで	午前9時から午後11時まで

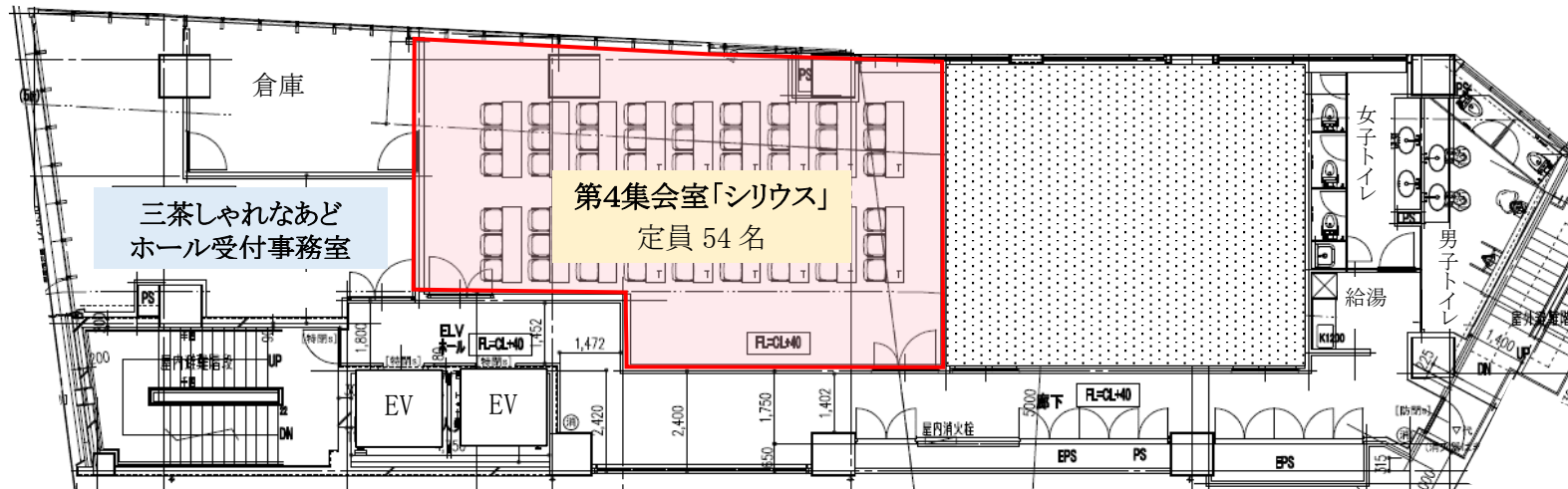
改正後												改正前												
		位を定めた施設は、正午から午後5時30分まで)												位を定めた施設は、正午から午後5時30分まで)										
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	
世田谷区立世田谷区民会館別館	第1集会室	9,290円	11,040円	14,060円	16,720円	23,320円	27,920円	27,930円	33,330円	37,440円	44,740円	41,950円	50,150円	12,580円	15,010円	18,870円	22,530円	31,430円	37,730円	45,000円	50,360円	60,350円	56,460円	67,630円
	第2集会室	3,530円	4,190円	5,340円	6,370円	8,870円	10,610円	10,590円	12,610円	14,210円	16,910円	15,910円	19,030円	2,710円	3,140円	4,140円	4,860円	6,860円	8,150円	9,720円	11,010円	13,010円	12,210円	14,580円
	第3集会室	2,920円	3,470円	4,420円	5,280円	7,350円	8,800円	8,770円	10,410円	11,710円	14,010円	13,110円	15,760円	2,280円	2,710円	3,570円	4,290円	5,860円	7,000円	7,000円	8,290円	9,430円	11,210円	10,510円
世田谷区立世田谷区民会館別館	第1集会室	12,580円	15,010円	18,870円	22,530円	31,430円	37,730円	45,000円	50,360円	60,350円	56,460円	67,630円	2,710円	3,140円	4,140円	4,860円	6,860円	8,150円	9,720円	11,010円	13,010円	12,210円	14,580円	16,730円
	第2集会室	2,710円	3,140円	4,140円	4,860円	6,860円	8,150円	9,720円	11,010円	13,010円	12,210円	14,580円	16,730円	18,870円	22,530円	31,430円	37,730円	45,000円	50,360円	60,350円	56,460円	67,630円	78,740円	89,850円
	第3集会室	2,280円	2,710円	3,570円	4,290円	5,860円	7,000円	7,000円	8,290円	9,430円	11,210円	10,510円	12,580円	14,760円	17,010円	19,260円	21,510円	23,760円	26,010円	28,260円	30,510円	32,760円	35,010円	37,260円

改正後														改正前													
第 4 集 会 室																											
	4,0	4,86	6,19	7,40	10,3	12,3	12,2	14,7	16,4	19,7	18,4	22,10															
	90 円	0円	0円	0円	00円	30円	90円	00円	90円	30円	80円	0円															
別表第4の3 . . . 省略 . . .														別表第4の3 . . . 省略 . . .													

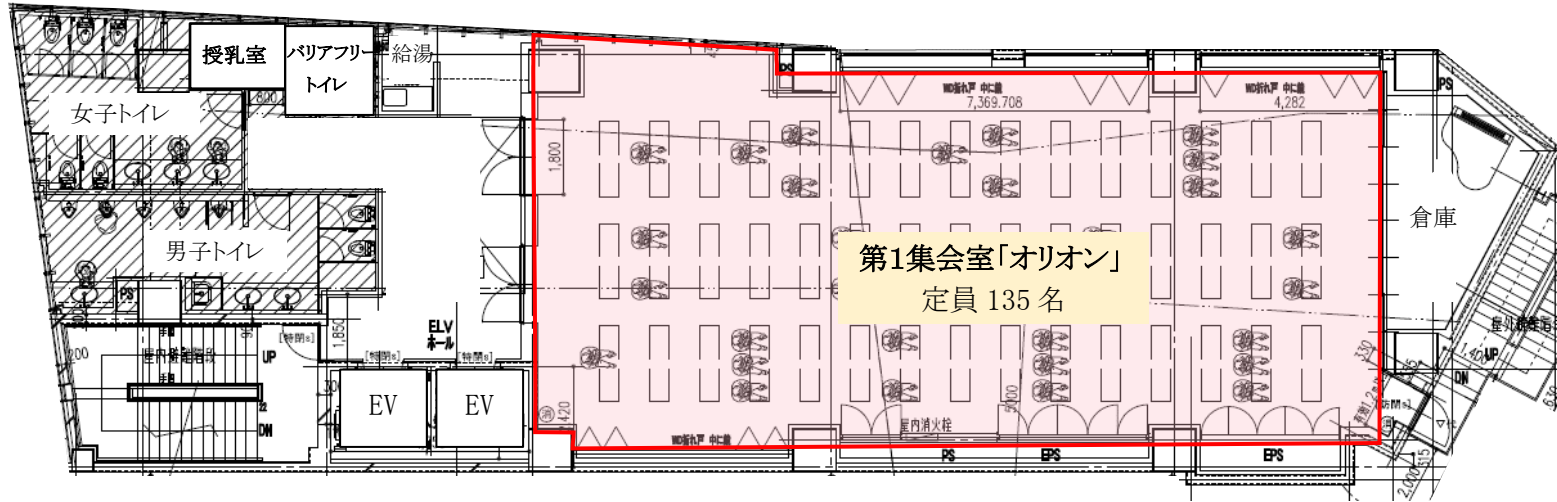
世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあとホール」位置図



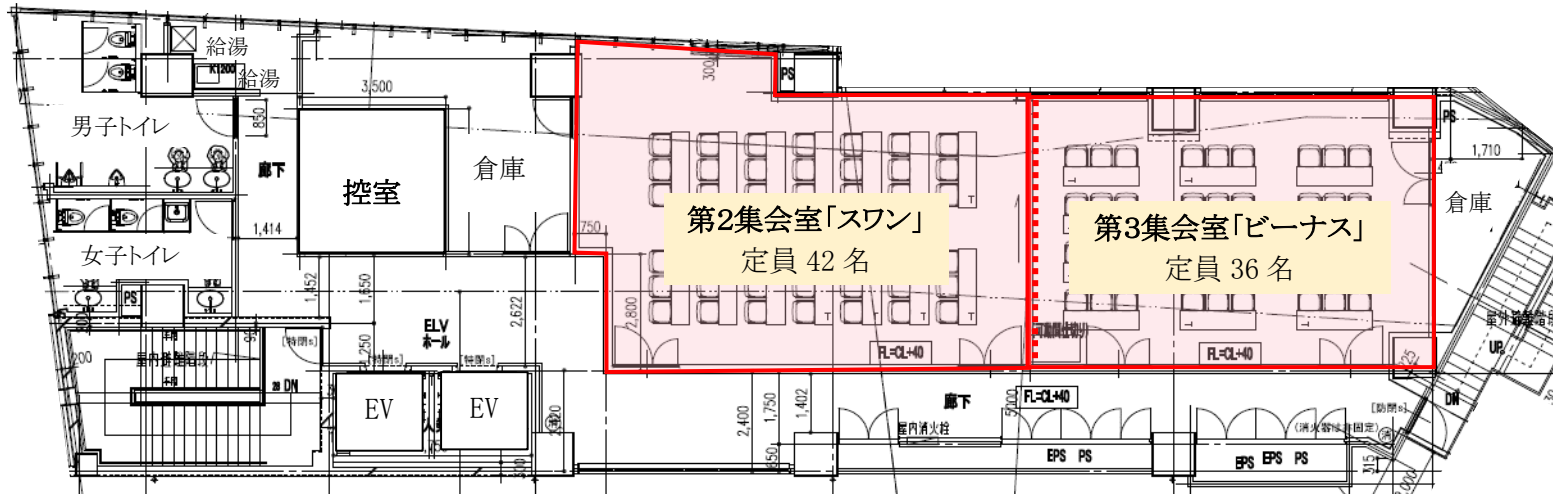
世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあとホール」4階平面図



世田谷区民会館別館「三茶しゅれなあどホール」5階平面図



世田谷区民会館別館「三茶しゅれなあどホール」6階平面図



第2・第3集会室は併合利用可能。併合利用時の定員 78 名